



滋監第 285 号
令和 5年 3月30日

今明水道 (株)

今江 三枝子 様

滋賀県知事 三日月 大造



特定 建設業の許可について (通知)

令和 5年 3月 6日付けで申請のあった特定建設業については、建設業法第 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり許可しましたので、通知します。

記

許 可 番 号	滋 賀 県 知 事 許 可 (特 - 5) 第 20967 号
許 可 の 有 効 期 間	令 和 5 年 6 月 4 日 から 令 和 10 年 6 月 3 日 まで
建 設 業 の 種 類	
土木工事業 舗装工事業 水道施設工事業	とび・土工工事業 しゅんせつ工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 令和10年 5月 4日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)